

自動販売機設置業者の募集について（お知らせ）

本会では、生徒の利便のために自動販売機（飲料）を設置しています。今回、下記のとおり設置してくださる方を募集します。

令和8年1月6日

長崎県立西彼杵高等学校育友会長 代田 誠治

記

I 募集に関する事項

- (1) 設置箇所
西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷663番地
長崎県立西彼杵高等学校敷地内 普通教室等前
- (2) 設置台数等
設置台数2台
設置スペース 1台あたり1.7m²以内（使用済み容器の回収箱の面積も含む）
- (3) 設置許可期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日（更新は2回まで、最長令和11年3月31日）までとします。ただし、自動販売機の設置箇所において県の使用許可が得られない場合は無効とし、これに伴うかかる費用負担も本育友会は負わないものとします。
- (4) 販売手数料
毎月の売上額に販売手数料率を掛けた額（1円未満切捨）を銀行振込（手数料業者負担）するものとします。
- (5) 電気料
毎月計算し、学校の請求に基づき指示日までに支払ってください。電気子メーターを設置するものとし、費用は業者負担となります。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、一般競争入札への参加が制限された者で当該制限が決定された日から3年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (8) 自動販売機の設置及び運営業務について、3年以上の実績を有していること。
- (9) 長崎県税及び本育友会に関し、未納がないこと。

3 応募・申込

応募を希望される方は、事前に設置申込書等の配付を受け、令和8年1月6日（火）から令和8年1月26日（月）まで（土・日を除く。9:00～16:00）に学校事務室へ提出してください。（持参又は郵送。郵送の場合は簡易書留としてください。）

4 現場説明

現場説明は実施しませんので、事前に物件をご自身で確認し、現況を熟知したうえで申し込んでください。令和8年12月1日現在の生徒数は99人です。

5 設置業者の決定

本校の自動販売機選定委員会において、提出書類を総合的に評価し決定します。

6 提出書類の確認

提出された書類は、隨時確認を行い、不備があれば申込者に連絡します。

なお、書類提出後に長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合は応募資格を取り消すこととします。

7 このお知らせに関するお問い合わせ先

〒867-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷663番地

長崎県立西彼杵高等学校 TEL 0959-22-0041 (担当 恵島)